

第37回「食品の表示に関する共同会議」議事概要

1. 委員の出欠

岸座長代理、上谷委員、坪野委員、長野委員が欠席。

2. 概要

<議題1について>

座長：今後何回か事業者の方々にお越し頂きヒアリングを行うことを予定しているので、ヒアリングに際して事業者の方々にご用意いただく資料の取扱いについて諮りたい。

本日は、事前にうかがったところ、公開して構わないということだが、より具体的説明を行うために資料を用いて説明をしたいが、社内の取扱いとの関係で公開は憚られるという場合、委員限りとして配布することが考えられる。このような場合、非公開とし、委員限りの配布を行うことを考えたいと思うがよろしいか。

（委員からの異議無し）

座長：このように取扱いたい。

日本生活協同組合連合会及び社団法人日本植物油協会から配布資料に基づき説明を行う。

日本生活協同組合連合会の説明概要

- ・ 日本生活協同組合連合会への組合員からの問合せ数及び内容
- ・ 複数の国で加工、製造される製品における表示の困難さ
- ・ 使用している原料の原産地（産地指定及び指定しない場合）
- ・ 原料原産地表示への取り組み（ホームページ）

等について、資料に基づき説明。

原料原産地表示は、ホームページを用いてもロット毎の表示を行うことは困難。使用している可能性のある原材料の表示が限界ではないか。

加工食品は、原材料をブレンドする。原産地表示にはあいまいな表示も認めた方がいいのではないか。

消費者は安全性に不安があることから、原産地表示への要望に結びついていると思われる。

日本生活協同組合連合会からの説明に対する質疑応答

阿久澤委員：ホームページで原料原産地表示の対応を行っているとのことだが、5000品目の対応を2名で行っているのか、2000品目か。

説明者：食品全部であり5000品目程度。東京都条例の対象品目以外の製品でも行っている。

阿久澤委員：「又は表示」で原産地を記載する際には、使用頻度又は使用量の順に記載することが一般的か。

説明者：基本的にそのようにしたいが、異なるものもある。先に記載しているものが使用頻度が高いというわけではない。記載しているいずれかの国の製品を使用しているという製品もある。

神田委員：問合せは、問題が生じた時に増えている。問題が生じないようにしてほしい。いくつか質問がある。表示偽装を防ぐための有効な対策は講じられているか、難しいか。表示に関するチェックは難しいか。質問の趣旨が、表示か安全か等がわかるような、より細かいデータは無いか。安全性と表示に関する組合員への働きかけをどのように行っているか。

説明者：偽装事件前は、性善説で生産者や製造業者との信頼関係で取り組んでいた。近年は、前提は性悪説。記載内容の点検、検査を進めている。また、内部告発の制度も進めている。偽装を防ぐ努力をしているところ。

表示のチェックは非常に難しいと感じている。科学的な検査法が確立されているのは、一部の品種及び産地。書類点検は、膨大な作業であり、騙そうとする意図の書類は見つけにくい。

調査で質問の趣旨に完全に当てはまるものは無い。

地域ごとに、表示の読み方、安全性及び基準等について地道に勉強しているが、全ての組合員に対してというのはむずかしいが工夫しながら対応している。

信太委員：日生協への問い合わせ状況を見ると、原産地や安全性の問合せが多いように感じる。また、原料の原産地を限定していない商品は、どのような理由で限定していないのか。さらに、ホームページ上で、「主な原材料の産地」について、いわゆる「又は表示」をさ

れているが、この表示について消費者から何か意見等が出されているか、お聞きしたい。

説明者：問い合わせに関しては、他社に比べ、安全・安心に対する期待、イメージが高いことの反映ではないかと思われる。

地域産物を活かすことをコンセプトにしている製品は、原産地を限定している。その必要がないと判断する製品は、原産地を限定していない。また、調達が難しいことも理由の一つ。

消費者の声はわからない。

小笠原委員：日生協のホームページにおけるアレルギー表示はわかりやすい。ホームページでの対応は、一般の製品では難しいと感じる。日生協さんでできるから、他の企業でもできるというわけではないのではないか。

説明者：日生協のブランド製品だからできる。

宅配で主原料を示すようお願いしているところ。全ての商品に表示を記載することはできていない。他の流通においても同じ。日生協では確認しているが、全ての食品企業で行うのは難しい。

松田委員：品種や産地判別の検査は難しく、また高価である。効果とコストはどう考えるのか。

説明者：確立された全ての検査を導入してはいない。まず肉の品種鑑別を行っている。他の検査は研究段階。また、全てのロットの検査は行っていない。

新井課長：今回の会議では、新しい品目に原料原産地表示を課すというより情報提供を広めていくことを検討している。「又は表示」、外国産、国産の区分での表示、中間加工品等の表示方法等の方法について、どう考えるか。

説明者：「又は表示」であれば対応可能と以前意見を出した。対応するのであればその方法しかない。外国産、輸入品とひとくくりで記載することはいただけない。国産信仰を煽るだけで意味が無いのではないか。組合員もそこまでは求めていない印象を持っている。

中間加工品については、個人的考えであるが、全て記載してそれが理解できればいい。組合員が全て記載した場合どう受け止めるか自信が無い。

日本植物油脂協会からの説明概要

- ・ 植物油の原材料及び生産工程について
- ・ 油糧種子の原産地について（特にごまの原産地の多様性について）

日本植物油脂協会からの説明に対する質疑応答

宇野委員：産地を限定すると偽装が行われることになりうるとのことだが、生産者としては、産地が出ることは重要。

どういう表示の仕方が偽装を生まないかを検討することが重要である。産地の表示は消費者の要望であり、一定の評価がある。偽装とは分けて考えた方がいい。

説明者：植物油では、米ぬか以外は外国の原料。外国では産地を強く押し出さない。商品の性格による。

産地表示を否定してはいない。差別化を制度化することにより不正が出る。差別化手法をそれぞれが行うことは否定しない。義務化と別の次元で考えた方がいい。植物油の世界での意見である。

小笠原委員：なぜ原料の産地表示を行うかという、産地に由来する原材料の品質が最終製品の品質に影響を及ぼすものという考え方であるからという原点を、改めて認識する必要がある。何でも産地を表示すればいいというものではない。

説明者：ごまに関しては、主要な生産国のごまが、残留農薬や国の政情等の理由により輸入できないことから、輸入国が多様化している。ごまの原産地を回答することは難しい。

<議題2について>

特になし。

3. 今後の予定

事務局（箴島）：次回の共同会議は11月20日に開催する。

座長：本日はこれで閉会としたい。

以上